

# 市町村合併を考える⑦

## 合併に伴う留意事項

今月号では、合併前後の事務の取扱いについて紹介します

### (1) 長の職務執行者の選任

編入合併の場合は、編入する合併関係市町村の長はそのまま在職しますが、新設合併の場合は、新たに設置された合併市町村の長は選挙で選ばれることになります。この場合、新たな長が選挙されるまでの間は、合併関係市町村の長たる者または長であった者の中から、協議で定めた者が長の職務を執行することになります。

### (2) 長以外の執行機関（行政委員会）の委員の選任

市町村の執行機関として法律で設置を義務付けられている委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会（公平委員会）、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。

新設合併の場合では、特例措置として、長の職務執行者が次の者をそれぞれ定められた方法により選任などを行うこととされています。

#### 【行政委員会等の委員の選任方法】

| 行政委員会等                           | 通常時   | 新設合併時   | 編入合併時  |
|----------------------------------|---|---|--|
| 教育委員会                            | 議会の同意を得て長が任命                                | 長職務執行者が、合併関係市町村の教育委員会の委員であった者のうちから選任  | 合併時の特例なし   |
| 選挙管理委員会                          | 議会において選挙                                    | 合併関係市町村の選挙管理委員であった者の互選による   | 合併時の特例なし   |
| 人事委員会<br>公平委員会                   | 議会の同意を得て長が選任                                | 合併時の特例なし  | 合併時の特例なし   |
| 監査委員                             | 議会の同意を得て長が選任                                | 合併時の特例なし  | 合併時の特例なし   |
| 農業委員会<br><br>合併市町村に一つの農業委員会を置く場合 | ・選挙による委員<br><br>・農業協同組合等及び議会の推薦に基づき長が選任する委員 | 在任：合併関係市町村の委員のうち、協議で80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数だけ在任できる。<br>任期：合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間<br><br>合併時の特例なし              | 在任：編入される合併関係市町村の委員のうち、協議で40人を超えない範囲で定めた数だけ在任できる。<br>任期：編入する合併関係市町村の委員の残任期間<br><br>合併時の特例なし |
| 固定資産評価<br>審査委員会                  | 議会の同意を得て長が選任<br>合併時の特例なし                    | ・長が欠けている場合<br>長職務執行者が合併関係市町村の固定資産評価審査委員であった者のうちから選任<br>・議会が不成立の場合<br>合併市町村の長が合併関係市町村の固定資産評価審査委員であった者のうちから選任 | 合併時の特例なし   |

▶ 問合せ先 総務課臨時調査室 ☎ 2-1211 (内線 212)